

中国ビジネス Q&A 中国国内販売に伴う販売先の与信管理

Q 中国国内での販路拡大を検討しています。内販拡大に伴う販売先の与信管理について、留意すべきことがあればその詳細について教えてください。

A 日系企業が中国国内の販路拡大、特に中資系企業との取引を開始する前に、リスクマネジメント、与信管理強化などの観点からも注意すべき点は多く、以下で企業が想定すべき与信管理について解説します。（※本資料は2024年6月時点の弁護士等の専門家の見解に基づき作成）

1. 内販開始までに策定すべきリスクマネジメントプロセス

通常は以下のようなプロセスを踏むのが一般的です。

- (1) マーケティング・市場調査
- (2) クレジットポリシーの策定

◆クレジットポリシーとは与信管理に関する社内ルールを指し、与信取引対象法人の要件・支払条件・与信限度額の設定方法・督促方法を規定する

項目	概要	詳細
①	与信方針の概要	与信リスクをどう取るかについての方針を決定 例) 原則前受け決済か手形決済に限る
②	与信取引対象法人	与信取引を許容する対象を決定 例) 上場企業、国有企業、○○評価の○点以上の企業は売掛可
③	信用調査方法	取引先の信用調査・分析・判断についての基準を決定 例) 信用調査会社の活用
④	与信限度額の設定	例) 一社に対する売掛金は売上全体の10%を超えない
⑤	売掛金の管理	回収状況の管理・未入金への対応・督促方法を決定

(3) 会社内部での債権回収管理体制の確立

◆例) 営業部門の人事評価を商品販売量だけでなく代金回収率も評価基準にする、裁判に備えて、重要書類の保管制度を確立し規則に則った管理体制を整える、等

- (4) 販売先の開拓・拡大
- (5) 契約締結に関する注意点を整理

取引相手の信用レベル調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業許可書、法定代表者の本人確認資料、専門機関発行の信用情報調査報告書等の必要資料を事前に収集 ● 営業許可書について、最新の年度報告に合格したか、営業許可書・ライセンスの残存期間に関する調査内容を追加
部門・部署と契約時の調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約当事者が取引の契約主体になるのか、契約締結の権限を有しているか確認 ● 契約書に署名する人物が法定代表者でない場合、法定代表者発行の授權委託書を要求し、与えられた権限と期限を確認する

◆取引相手の営業許可書の残存期間が、取引存続期間より短い場合で期間満了後に契約通りに取引延長しない、または株主間で期間延長の合意が得られず最終的に契約解除となった場合、代金回収は、相手側の社内状況の影響を受けやすく、支払当事者の変更、信用状況の不安定、支払停止等の事象が発生するリスクがあると想定される

◆契約書の条項が「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」と略称）の関連規定に違反していないかを確認する。

締結時

契約の合法性について（契約書のやり取りの記録）	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約内容が法律や規定に違反する内容であれば、当該契約は無効となる 例) 契約書の条項が独占禁止法に違反した場合 ● 契約締結に関する記録、やり取りの過程に関するすべての記録を残す
-------------------------	---

「独占禁止法」第18条では「第三者への商品転売価格の固定」、「第三者への転売価格の最低額の決定」等の独占協議を禁止

◆自動車業界のサプライヤー企業は、自動車メーカー等の取引先と売買契約書を締結する際、取引先のプレッシャーやインセンティブにより、「商品の転売価格固定」または「最低転売価格の決定」が盛り込まれる場合、上記「独占禁止法」に規定される行為に該当すると認定され、独占禁止行為となる恐れがある

◆市場支配地位を有する取引先は、売買契約書においてサプライヤー企業に第三者への製品転売を制限することがある。「独占禁止法」に違反すると認定された場合、行政処罰（例：違法所得の没収、罰金）を受けたり、独占禁止調査に巻き込まれることによる企業の信用低下等のリスクがある

◆また、「中華人民共和国民法典」第497条では「フォーマット条項を提供する一方の当事者がその責任を不合理に免除または軽減し、又は、相手側の責任を重くし、若しくは相手側の主な権利を制限、排除することを取り決める場合、同条項は無効となる」と定められている

◆最終的に締結する契約書の内容は、立場が強い取引先より提供されるケースが多く、権利義務条項、違約責任、契約解除等の重要条項について、立場が弱いサプライヤーから条項の修正を要求できるケースは少ない。契約協議過程において電子メールの受送信、契約文書の提供記録等を残し、証拠の保存と立証に備える必要がある

締結時

契約に盛り込まれた条項	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者の名称、住所、契約の目的、数量、品質、単価または報酬金額、指定連絡人、履行期限、注文書の発効条件、履行場所、履行方法、担保（保証）、検収、所有権の留保、注文が足りない場合のコスト割当、契約書、契約解除条件及び契約更新条件、適用法、紛争解決方法及び管轄機関、署名、捺印等
-------------	---

◆具体的には以下の内容を「契約条項」に追加することを推奨する

(6) 債権回収リスク発生

◆突然の支払停止、支払い時期の変更による支払遅延、大量注文後の代金未払いや会社解散清算または破産となるケースなどに留意する必要あり

について

MUFG バンク (中国) 有限公司
企業戦略部

①指定連絡人 ・ 授權権限、取引履行、変更通知
②注文書の成立・発効の条件 ・ 発注・成立発効の条件、時期の明記が必要
③引き渡しとリスク移転 ・ 引き渡し完了方法、貨物のリスク移転時期を取り決める
④担保及び保証 ・ 担保提供、連帯保証、担保の審査義務
⑤検収 ・ 検収方法、検収合格基準、検収期限を明確化
⑥所有権の留保 ・ 貨物所有権移転時期を明確化
⑦注文不足時のコスト償却 ・ 開発、在庫、製造ライン遊休等の償却方法を要検討
⑧契約解除と更新条件 ・ 相手側の契約解除権の制限、解約の違約金、事前通知期間等を明確化、同様条件で優先更新権限を持つ
⑨訴訟または仲裁地に関する取り決め ・ 地域保護等を避けるため、相手の所在地以外の地域で訴訟・仲裁を行うよう取り決める

(7) 債権回収

◆どの債権回収手段を選ぶかは、債権回収の段階や債務者の資産状況等を考慮し総合的な判断が必要

- ①裁判等の法的手続き：財産保全、裁判、仲裁、調停
- ②督促、交渉等法的手続き以外の方法：自ら行う督促、第三者外部機関を利用した督促（弁護士レターの発行を含む）
- ③法的手段と法的手段以外の方法の同時使用

2. 内販開始前の留意点

内販開始前の留意点は以下の通りです。

◆営業許可証

営業許可証を確認する際には、正式企業名称、法定代表者、経営範囲、登録資本金、存続期間の確認がポイント、経営範囲と製品の整合性を確認

◆信用調査

信用調査会社を活用することで財務諸表、分析評価を取得する。関連当局からのヒアリング情報や調査会社レポート等と、販売先から提出される情報との整合性を確認する。設立後の経過期間、自社 HP の有無、出資者（内資・外資、国営・民営）、関連会社への出資の有無、代表者が他社の経営に参画しているか否か等

信用調査範囲の拡大
【株主、法定代表者、関連会社の調査】 ・ 取引先調査の他、当社の株主、法定代表者、関連会社の信用状況、訴訟記録等も調査が必要 ・ 債務分離行為の有無、経営者の潜在的な信用・財務リスクについての検証 ・ 株主が個人である場合、株主の財務や信用状況も調査が必要
【登録資本金の払込状況の調査】 ・ 未払が多い場合、頻繁な株主変更はないか
【運営状況】 ・ 労働関係が不安定、ストライキ、人手不足、離職率が高く、新人の経験不足によって、会社の生産能力、運営に影響を与えるか

◆実地調査

財務諸表、事前ヒアリングにより想定できる規模感と実際の発注量が見合っているか、土地、建物、設備等固定資産の状況も追加調査を行う

実地調査
【土地、工場建物】 ・ 土地所有権の権利主体、権利期限を確認。自社所有であれば、抵当・司法制限の有無を確認 ・ 固定資産等の資産性を検証し債務返済能力を確認
【大型設備】 ・ 設備権利所有、抵当状況を把握 ・ 融資リース、経営リース、分割払いなど、支払い契約状況も要確認 ・ 上記により、取引先の支払能力、支払習慣、キャッシュフローの状況を判断

◆取引先の信用状況、訴訟履歴状況等の調査

訴訟記録、行政処罰に対する調査
【訴訟記録の分析】 ・ 特に被告となったケースが多い場合、訴訟原因と事由を分析する
【被執行者である案件の確認】 ・ 被執行金額と状況によって、会社の資産、信用及び現金状況が判断可能
【訴訟案件の事由分類の整理】 ・ 労働紛争事件、契約紛争事件、知的財産事件に対して特に留意が必要。職場の安定度、契約履行習慣、違約確立、権利侵害の慣例等が判断可能
【行政処罰の確認】 ・ 環境保護、市場独占の有無を確認。処罰を受けた場合の影響度を調査

公開されているサイト（企業信用情報公示システム、中国裁判文書サイト、全国裁判所被執行情報紹介サイト等）を活用し、取引先や相手の簡易調査を実施

3. 日系企業で検討される与信管理強化手法の例

よく検討される与信管理強化手法は以下の通りです。

信用調査会社の活用 ◇新規取引先や大口与信先を対象に、信用調査会社に依頼し、調査レポートを入手 ◇中国には様々な調査会社があり、入手経路は定かでないが、代表者の情報や決算情報などの記載あり
売買契約書の見直し ◇債権回収や債権保全を目的に、販売先との売買契約書を見直す企業も所有権移転タイミングの明確化や、経営状況に重大な変化が生じた場合の報告義務等を検討
銀行引受手形の活用 ◇銀行が支払を引受けた期限付きの為替手形 ◇銀行引受手形を振り出すためには、一定の信用力があると銀行が判断している必要あり ◇取引先に対し銀行引受手形での支払いを求めることにより、銀行が信用力をどう見ているか判断できる
取引信用保険の活用 ◇債権回収できなかった場合に、保険会社が損失補てんする商品 ◇保険会社が信用力を判断する必要あるため、小規模な取引先を相手に設定することは困難 ◇破綻が多い業種では保険設定ができないケースもある

また、代金回収手段として主に国内被仕向送金、銀行引受手形、商業引受手形、国内信用状がありますが、それぞれの特徴があるため、詳細は各取扱銀行までお問い合わせください。

《参考》

- 参考法令 中華人民共和国独占禁止法、中華人民共和国民法典など
- 本資料は「ダン・リーグ法律事務所 リーグ日系企業向け中国全域法律サービス本部」、「盈科弁護士事務所 彭涛弁護士」の見解を引用し、弊行で整理